GMORESEARCH



各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26番1号会社名 G M O リサーチ株式会社代表者名 代表取締役社長 細川 慎一(コード番号:3695 東証マザーズ)

問合せ先 取締役経営管理本部長 吉田 浩章

亦更宏

(TEL: 03-5962-0037)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日、平成 27 年 3 月 18 日開催予定の当社第 13 期定時株主総会に、以下のとおり、定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 迅速かつ機動的な配当政策の立案並びに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第46条の変更を行うものであります。
- ② 株主様に対する経営成果の利益還元となる配当は、極力タイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施を見越し、当社定款第47条の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現行定款

先11足承	发
(期末配当金) 第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年12月31の 最終の株主名簿に記載または記録された株主または録 株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「末 配当金」という。)を支払う。	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 46 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号 に定める事項については、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の決議により定める。
(中間配当金) 第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日 の最終の株主名簿に記載または記録された株主または 登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定 める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をす ることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第 47 条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6 月30日、9月30日、12月31日とする。
(新設)	2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。
(<u>期末</u> 配当金等の除斥期間) 第 48 条	(配当金の除斥期間) 第 48 条

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3年を経過しても受領されないときは、当会社はその 支払の義務を免れる。

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領さ れないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけ 2. 未払の配当金には利息をつけない。 ない。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年3月18日(水) 定款変更の効力発生日 平成27年3月18日 (水)

以 上